

流山市流山おおたかの森駅都市広場の管理に関する要領

(平成29年9月1日決裁)

(平成31年4月9日一部改定)

流山市法定外公共物管理条例施行規則（平成17年規則第33号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、流山おおたかの森駅都市広場（以下「都市広場」という。）の管理に関する要領を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 都市広場の管理については、流山市法定外公共物管理条例（平成17年流山市条例第22号。以下「条例」という。）及び規則に定めがあるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、「都市広場」とは条例第2条第2号に規定する法定外公共物のうち、別図に示す広場をいう。

2 この要領において「占有」とは、条例第6条第1項に規定する法定外公共物の占有をいう。

3 この要領において「一時使用」とは、占有に該当しない都市広場の一時的な使用であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 集会、演説、展示会、音楽会その他これらに類する催しをすること
- (2) 募金、署名活動、事業の周知活動等で人が集まり一般交通に影響を及ぼすおそれのある行為をすること
- (3) 業として写真又は映画等を撮影すること
- (4) 都市広場に隣接する民有地の工事に係る車両の駐車
- (5) 前4号に掲げるもののほか、都市広場の全部又は一部を独占的に使用すること

(一時使用の届出)

第3条 市長は、都市広場を一時使用しようとするものに対し、都市広場一時使用届出書（別記第1号様式）を提出させるものとする。

2 前項の都市広場一時使用届出書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 一時使用をしようとする位置を示す図面
- (2) 一時使用の内容を明らかにする図書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の一時使用の届出について、受理することで一時使用の承認の扱いとする。ただし、条例第3条に掲げる禁止行為に該当する一時使用に係る届出については、受理しない。

(禁止行為)

第4条 条例第3条第4号に掲げる禁止行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をすること。
- (2) 球戯、ローラースケートその他これらに類する行為（市長が特に必要と認め、第3条第3項の届出を受理したものを除く。）。
- (3) 車両を乗り入れ、又は駐車すること。（市長が特に必要と認め、第3条第3項の届出を受理した場合を除く。）
- (4) 危険な行為、通行を妨害する行為その他公衆の都市広場の利用に迷惑を及ぼす行為。
- (5) はり紙又ははり札をすること。
- (6) 営利を目的とした物品の販売その他これに類する行為。（市長が特に必要と認め、第3条第3項の届出を受理したものを除く。）
- (7) 水道、電気その他都市広場に付属する設備を使用すること。（市長が特に必要と認め、第3条第3項の届出を受理したものを除く。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、都市広場の利用及び管理に支障を来たす行為。

(占用許可の対象)

第5条 条例第6条第1項第4号に掲げる市長が特に必要があると認めるものとは、条例第6条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるものを除く、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通路その他これらに類する施設
- (2) 露店その他これらに類する施設
- (3) 看板、旗ざおその他これらに類する工作物
- (4) 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- (5) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- (6) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
(一時使用及び占用可能な実施主体)

第6条 第2条第3項第1号、第2号及び第5号に掲げる一時使用の届出並

びに条例第6条第1項第3号に掲げるもののうち商品置場、第5条第2号及び第3号に掲げるものによる占用の許可を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 国又は地方公共団体（これらの機関を含む。以下同じ）

(2) 地方公共団体を含む地域住民又は地域団体等の関係者からなる協議会等

(3) 地方公共団体が支援する実施主体

(4) その他、市長が特に必要と認める実施主体

2 前項の規定について、第5条第2号に掲げるものを除き、政治活動又は選挙運動にあつては、この限りでない。

(占有等の場所)

第7条 第2条第3項第1号、第2号及び第5号に掲げる一時使用並びに条例第6条第1項第3号に掲げるもののうち商品置場、第5条第2号及び第3号に掲げるものによる占有の場所においては、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 都市広場の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。

(2) 物件を設置する場合には、原則として十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては3.5m以上、その他の場所にあつては2m以上）を確保すること。ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りでない。

(許可の条件)

第8条 一時使用の届出の受理及び占有の許可にあつては、一時使用の届出の受理及び占有の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

(1) 看板、旗ざおその他これらに類する物件が、占有等の期間内に汚損し、又は損傷した場合は、修繕、交換その他市長が指示する措置を講じること。

(2) 都市広場の施設を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしてはならないこと。（イベント等であっても、ローラースケートやスケートボードなど、施設を破損するおそれのある行為は禁止する。）

(3) 届け出ていない場所若しくは許可を受けていない場所を使用しないこと。

- (4) 他の都市広場利用者に迷惑を及ぼさないよう十分に注意すること。
- (5) 仮設テントやステージ、パラソル等を設置する場合は、風雨等により転倒、倒壊等しないように固定し、台風や突風により飛ぶ恐れがあるときには直ちに撤去すること。
- (6) 多数の来客が見込まれる場合は、交通の要所へ誘導員を配置し、過度な来客者の集中が起こらないよう必要な措置を講じること。
- (7) 占用等の終了後は、都市広場の清掃を行い、原状復旧を行うこと。また、清掃に関しては、占用等をした場所はもとより、その動線となる施設についても、汚損の有無を確認し清掃を行うこと。
- (8) 占用等に必要場所（占用等の目的を達成するために必要な場所を含む。）で除雪等が必要な場合には、占用者又は一時使用者の負担で除雪等を行うこと。
- (9) 緊急連絡先をあらかじめ提出し、緊急時には迅速な対応がとれる体制を整えておくこと。

（占用料の減免）

第9条 条例第14条第2号に掲げる公共の利益となる事業とは、第6条第1項第1号、2号及び3号に掲げる者が実施する事業をいう。

（出入口の基準）

第10条 都市広場の出入口は、道路法（昭和27年法律180号）による道路又は条例第2条に規定される法定外公共物である通路等に面した部分に設置するものとする。ただし、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合は、この限りでない。

- (1) 出入口を設ける側の隣接地が、集客施設等の不特定多数の者が出入りする施設の敷地であること。
- (2) 特定の個人の専用出入口となる恐れがないこと。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月9日から施行する。